

『ニッポン沈没』

2015年11月14日

文藝評論家・斎藤美奈子氏の『ニッポン沈没』を興味深く読んだ。『趣味は読書』を書いているように、読書量はハンパではない。『ニッポン沈没』は筑摩書房のPR誌「ちくま」に連載したものから47本のコラムを収録している。諸々のニュースに関する本を取り上げ、斎藤氏らしいクールで、歯に衣着せぬ文章で、事柄を見事に捉え、自説を展開している。47本の中から、2本を取り上げ、感想を書きたい。

「永山則夫事件から見た加害者の『闇』」。永山は19歳の時、4人を射殺する事件を起こし、世間を震撼させた。死刑が確定し、執行された。この事件は、永山の生い立ちが注目された。虐待の連鎖で、深いPTSD（心的外傷後ストレス症候群）を負っていた。光市事件は、18歳の少年が母親と幼児を殺害し、死刑の基準としていた「永山事件」を覆し、死刑が確定した。彼も過酷な成育歴で、発達レベルは、家裁では4・5歳、鑑定医は12歳程度と鑑定している。秋田連続児童殺害事件では、畠山鈴香が4年生の男児と1年生の女児の命を奪い、無期懲役刑が下された。彼女も辛い体験をし「解離性障害」「心因性健忘」が指摘されている。被害者遺族の悲しみや苦悩は計り知れない。そして、幼児期に虐待を受けた者が皆、犯罪に走る訳ではなく、加害者の責任は重く受け止めなければならないことは当然である。しかし、遺族に同情し「あんな奴は死刑にせよ」とだけ叫ぶのでは犯罪はなくなる。加害者の「心の闇」をしっかりと吟味する必要があるのではないか。最近の無差別犯罪を見る時、居場所を失った人々の苦悩を理解しなければ、犯罪は止まることがないのではないかと思う。斎藤氏は「裁判も報道もこれでいいのかという問いを私たちに突きつけている」と結んでいる。

「自民党『憲法草案』がひどい」。自民党は2012年4月に新しい改憲草案を発表した。憲法99条で「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と謳っている。自民党草案の102条は「全ての国民は、この憲法を尊重しなければならない」と立憲主義とは正反対の考え方で、この一点だけでも、自民党草案は根本から間違っていると言わざるを得ない。憲法で、大事なことは「基本的人権」である。現憲法13条は「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」である。自民党草案は「全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない」と、「個人として」が「人として」に、「公共の福祉」が「公益及び公の秩序」に書き換えられている。国民を自立した「個人」ではなく、「人」という集団で捉えている。「公共の福祉」は「他の人の人権を犯さない」という意味であるが、「公益及び公の秩序」は「国家の都合」に解釈される。個人の権利は著しく狭められ、国家によって「人」はいかようにも扱われる。

小林節氏は「ただひとつ言えることは、『憲法とは何か』を正しく理解していない者たちが書いた草案だということだ」と言っている。斎藤氏は「ともあれ、くだんの自民党改憲草案をすべての日本国民はマジで読んでみたほうがいい（自民党のHPに全文アップされている）。日本国憲法の三原則（国民主権、基本的人権の尊重、戦争放棄）がすべて踏みじられていることに啞然としちゃうから」と結んでいる。弱い人が居場所をなくし、強い者が意のままに行う国は「沈没」してしまうことを忘れまい。